

猪名川町土砂等による土地の埋立等を規制する条例施行規則

平成 29 年 7 月 4 日

規則第 11 号

改正 平成 30 年 9 月 25 日規則第 37 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、猪名川町土砂等による土地の埋立て等を規制する条例（平成 29 年猪名川町条例第 16 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則の用語の意義は、条例の定めるところによる。

(町長が別に定める新たな残土処分場建設)

第 3 条 条例第 3 条第 2 項の規則で定める新たな残土処分場の建設については、町内で稼働する全ての残土処分場等の事業が完了する見込みとなった時点において、将来的に残土処分場の設置が必要であると町が認めた場合に限り、必要最小限の規模において、新たな残土処分場の建設についての公募を行い、応募のあったものの中から一社を選定し、条例に基づく手続きを行うものとする。

(土砂埋立て等の許可を要しない公共的団体等)

第 4 条 条例第 7 条第 3 号の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 土地改良区
- (2) 土地改良区連合
- (3) 土地区画整理組合
- (4) 地方住宅供給公社
- (5) 市街地再開発組合
- (6) 地方道路公社
- (7) 日本下水道事業団
- (8) 土地開発公社
- (9) 住宅街区整備組合
- (10) 独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政

法人

- (11) 国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人
- (12) 国立大学法人法第 2 条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人
- (13) 地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人
- (14) 西日本高速道路株式会社
- (15) 阪神高速道路株式会社
- (16) 新関西国際空港株式会社
- (17) 関西国際空港土地保有株式会社
- (18) 前各号に掲げる者のほか、国又は地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準じるものの 2 分の 1 以上を出資している法人であって、土砂埋立て等について、国又は地方公共団体と同等以上に災害を防止し、及び生活環境を保全することができる者として町長が公示して定めるもの
(許可を要しない法令等による処分による土砂埋立て等)

第 5 条 条例第 7 条第 7 号の規則で定める土砂埋立て等は、次に掲げる処分による土砂埋立て等とする。

- (1) 港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 37 条第 1 項（第 2 号を除く。）の許可
- (2) 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 24 条の承認（同条の道路に関する工事に係るものに限る。）又は同法第 91 条第 1 項の許可
- (3) 土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 4 条第 1 項の認可又は同法第 76 条第 1 項の許可
- (4) 都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 5 条第 1 項（同法第 33 条第 4 項において準用する場合を含む。）又は第 6 条第 1 項（同法第 33 条第 4 項において準用する場合を含む。）の許可
- (5) 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 16 条（同法第 25 条の 18 及び第 31 条において準用する場合を含む。）の承認
- (6) 河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 20 条の承認又は同法第 24 条、第 26 条第 1 項若しくは第 27 条第 1 項の許可
- (7) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項又は第 2 項の許可
- (8) 都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）第 7 条の 9 第 1 項若しくは第 50 条の 2 第

1 項の認可又は同法第 6 6 条第 1 項の許可

(9) 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和 5 0 年法律第 6 7 号）第 7 条第 1 項、第 2 6 条第 1 項若しくは第 6 7 条第 1 項の許可又は同法第 3 3 条第 1 項の認可

(10) 鉄道事業法（昭和 6 1 年法律第 9 2 号）第 8 条第 1 項（同法第 9 条第 2 項において準用する場合を含む。）の認可

（許可を要しない土砂埋立て等）

第 6 条 条例第 7 条第 9 号の規則で定める土砂埋立て等は、次に掲げる土砂埋立て等とする。

(1) コンクリート、ガラスその他の製品を製造し、又は加工するための原材料としての土砂のみを用いて行う土砂埋立て等

(2) 運動場、駐車場その他の施設の機能を維持するために行う土砂埋立て等（町長が認めたものに限る。）

(3) 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者が同項の公の施設の管理として行う土砂埋立て等

(4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号）第 1 4 条第 6 項の規定により許可を受けた者が当該許可に係る同条第 1 0 項第 1 号の施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和 5 2 年政令第 2 5 号）の施行の日前に設置された産業廃棄物の最終処分場（同法第 1 5 条第 1 項の規定により許可を受けたものを除く。）に限る。）において行う土砂埋立て等

(5) 土壌汚染対策法（平成 1 4 年法律第 5 3 号）第 6 条第 1 項若しくは第 1 1 条第 1 項の規定により指定された土地の区域内で行う汚染の除去、汚染の拡散の防止その他の措置として行う土砂埋立て等

(6) 猪名川町土砂等による土地の埋立等に関する指導要綱（平成 7 年要綱第 1 1 号）に基づく承認を受けた者が行う土砂埋立て等

(7) 猪名川町土地開発事業指導要綱（平成 7 年要綱第 1 2 号）第 4 条第 2 項に基づく回答書において、条例に基づく許可手続き不要の回答を得た土砂埋立て等

(8) 山林造成工事に伴う周辺住環境等に関する契約書を締結した者が行う土砂埋立て等

(9) 法令若しくは条例の規定又はこれらに基づく処分による義務の履行として行う土砂埋立て等

(土地の所有者の同意書)

第7条 条例第8条各項に規定する同意は、土砂埋立て等に係る土地使用同意書(様式第1号)により行わなければならない。

(周辺地域の住民への周知)

第8条 条例第9条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)の周辺地域は、埋立て等区域の隣接地、埋立て等区域の属する自治会に係る区域その他条例第10条第1項又は第2項の申請書に記載する条例第10条第1項第11号に掲げる措置に関する区域とする。

2 条例第9条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定による説明会の開催に当たっては、あらかじめ、開催の日時及び場所を周辺地域の住民の見やすい場所において行う掲示その他の適切な方法により周知させるものとする。

3 条例第9条第1項ただし書(同条第3項において準用する場合を含む。)の申請予定者の責めに帰することのできない事由は、申請予定者以外の他の者により説明会の公正、円滑な実施が著しく阻害され、説明会の目的を達成することができないことが明らかであることとする。

4 条例第9条第1項ただし書に規定する必要な措置は、次に掲げる措置とする。

(1) 条例第10条第1項又は第2項の申請書の内容を要約した書類の周辺地域の住民への提供

(2) 条例第10条第1項又は第2項の申請書の内容を要約した書類の周辺地域の住民の見やすい場所において行う掲示

5 前項の規定は、条例第9条第3項において準用する条例第9条第1項ただし書に規定する必要な措置について準用する。この場合において、前項各号中「条例第10条第1項又は第2項」とあるのは、「条例第12条第2項」と読み替えるものとする。

6 条例第9条第2項(同条第3項において準用する場合を含む。)に規定する書面は、説明会の開催結果等報告書(様式第2号)とする。

(許可の申請書)

第9条 条例第10条第1項の申請書は、土砂埋立て等許可申請書(様式第3号)とする。

2 条例第10条第1項第12号及び同条第2項第4号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 条例第7条の許可を受けようとする者(以下この条及び第10条において「申請者」

という。)が法人である場合にあっては、その役員(条例第11条第1項第1号イに規定する役員をいう。以下同じ。)の氏名、住所及び生年月日

(2) 申請者が未成年者(条例第11条第1項第1号オに規定する未成年者をいう。以下同じ。)である場合にあっては、その法定代理人の氏名、住所及び生年月日(法定代理人が法人である場合にあっては、その名称、代表者の氏名及び生年月日、主たる事務所の所在地並びに役員の氏名、住所及び生年月日)

(3) 申請者に使用人(第10条に規定する使用人をいう。以下同じ。)がある場合にあっては、その者の氏名、住所及び生年月日

3 条例第10条第3項の規則で定める図書は、次に掲げる図書(第12条各号に掲げる行為に係る申請である場合にあっては、第14号に掲げる図書を除く。)とする。

(1) 申請者の住民票の写し(申請者が法人である場合にあっては、登記事項証明書)及び印鑑登録証明書

(2) 申請者が法人である場合にあっては、その役員の住民票の写し

(3) 申請者が未成年者である場合にあっては、その法定代理人の住民票の写し(法定代理人が法人である場合にあっては、その登記事項証明書及び印鑑登録証明書並びに役員の住民票の写し)

(4) 申請者に使用人がある場合にあっては、その者の住民票の写し

(5) 申請者が条例第11条第1項第1号アからキまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

(6) 埋立て等区域及び土砂埋立て等に供する施設が設置される区域(次号から第11号まで及び第14号並びに別表第1において「施設設置区域」という。)の位置図

(7) 埋立て等区域及び施設設置区域の現況平面図及び現況断面図

(8) 埋立て等区域及び施設設置区域の測量図及び求積図

(9) 埋立て等区域及び施設設置区域の計画平面図、計画断面図及び排水計画図

(10) 埋立て等区域及び施設設置区域の流域図

(11) 埋立て等区域及び施設設置区域の土地の登記事項証明書及び公図の写し

(12) 土砂埋立て等に使用される土砂の量の計算書

(13) 埋立て等区域外への排水の水質検査を行うための施設の位置図及び構造図

(14) 埋立て等区域及び施設設置区域の地盤が軟弱か否かの判定をするための調査(以下「地盤調査」という。)の結果を記載した書面又は地盤調査を行う必要がない状態であ

ることを証する書面

- (15) 土質試験その他の調査又は試験に基づき土砂埋立て等の構造の安定性の計算（以下「安定計算」という。）を行った場合にあっては、当該安定計算の内容を記載した書面
- (16) 擁壁の断面図及び背面図並びに擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書
- (17) 排水施設の構造図並びに流量及び断面決定を記載した書面
- (18) 沈砂池の構造図及び容量を算定した書面
- (19) 調整池を設置する場合にあっては、調整池の構造図並びに容量及び放流量を算定した書面
- (20) 土砂埋立て等に係る工事の順序を明らかにした書面
- (21) 土砂埋立て等が施工されている間における埋立て等区域外への土砂の崩落、飛散又は流出による災害を防止するために講ずる措置を明らかにした書面
- (22) 土砂埋立て等の施工に要する経費に係る資金調達計画書（様式第４号）及び次のアからウまでに掲げる書面
 - ア 最近一事業年度の法人税及び法人事業税（個人にあっては、前年の所得税及び個人事業税）の滞納がないことを証する書面
 - イ 法人にあっては最近一事業年度の確定申告書の写し及び財務諸表（貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類をいう。）、個人にあっては前年分の確定申告書の写し
 - ウ 資金を自己資金で調達する場合にあっては金融機関の預金若しくは貯金の残高を証明する書面又はこれに類する書類、借入金で調達する場合にあっては金融機関の融資を証明する書面
- (23) 前各号に掲げるもののほか、参考となる図書
（不正な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者）

第１０条 条例第１１条第１項第１号ウの規則で定める相当の理由がある者は、次に掲げる者とする。

- (1) 条例第７条の許可の申請前１０年間に２回以上条例又は森林法（昭和２６年法律第２４９号）、宅地造成等規制法（昭和３６年法律第１９１号）の規定に違反して罰金以上の刑に処せられた者
- (2) 条例第７条の許可の申請前１０年間に２回以上条例第２４条第１項（同項第２号及

び第3号に係る部分を除く。)の規定により許可を取り消され、その最後の取消しの日から3年を経過した者(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、その取消しの処分に係る町行政手続条例(平成9年猪名川町条例第17号)第15条第1項の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から3年を経過したものを含む。)

- (3) 申請に係る埋立て等区域において、森林法第10条の3、第10条の9第3項若しくは第4項、第38条各項若しくは宅地造成等規制法第14条第2項から第4項まで、第17条(第3項を除く。)、第22条(第3項を除く。)の規定による命令を受けた日から3年を経過しない者(当該処分による義務を履行した者を除く。)

(使用人)

第11条 条例第11条第1項第1号カ及びキの規則で定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

- (1) 本店又は支店(商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所)
- (2) 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、土砂埋立て等に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

(形状及び構造上の基準)

第12条 条例第11条第1項第6号の規則で定める形状及び構造上の基準は、条例第7条の許可に係る土砂埋立て等が当該土砂埋立て等に係る埋立て等区域外への搬出を目的として行われるもの(以下「一時堆積」という。)以外である場合にあつては別表第1、一時堆積である場合にあつては別表第2に掲げるとおりとする。

(形状及び構造上の基準の適用除外)

第13条 条例第11条第2項の規則で定める申請は、次に掲げる行為に係る申請とする。

- (1) 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第18条第1項又は第42条第1項の許可を要する行為
- (2) 宅地造成等規制法第8条第1項の許可を要する行為
- (3) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第7条第1項の許可を要する行為

(変更の許可の申請又は届出)

第14条 条例第12条第1項の規則で定める変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第7条の許可を受けた者の氏名又は住所(法人にあつては、その名称、代表者の

氏名又は主たる事務所の所在地)の変更

(2) 条例第7条の許可を受けた者の法定代理人の氏名又は住所(法定代理人が法人である場合にあっては、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地)の変更

(3) 管理事務所の所在地の変更

(4) 管理事務所に置く管理責任者の氏名又は職名の変更

(5) 土砂埋立て等に使用される土砂の量の変更

(6) 土砂埋立て等の期間の変更

(7) 土砂埋立て等に使用される土砂の搬入に関する計画の変更

(8) 土砂の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置として設置した排水施設その他の施設の構造の変更(当該施設の機能を高めるものに限る。)

(9) 条例第7条の許可を受けた者に係る役員又は使用人の変更

2 条例第12条第2項の申請書は、土砂埋立て等変更許可申請書(様式第5号)とする。

3 条例第12条第2項第3号の規則で定める事項は、第8条第2項各号に掲げる事項とする。

4 条例第12条第3項の規則で定める図書は、第8条第3項各号に掲げる図書のうち変更に係るものとする。

5 条例第12条第5項の規定による届出は、土砂埋立て等変更届(様式第6号)を提出して行わなければならない。

6 規則第6条第6号及び第8号に規定するものは、条例第10条第1項各号又は第2項各号に掲げる事項の変更が生じたときは、条例第7条の許可を受けたものと同様の手続きを行うものとする。

(土砂埋立て等の着手の届出)

第15条 条例第14条の規定による届出は、土砂埋立て等着手届(様式第7号)を提出して行わなければならない。

(土砂の搬入の報告)

第16条 条例第15条第1項の規定による土砂の発生場所の確認は、当該土砂の発生場所ごとに、土地の所有権その他の権原に基づき当該土砂を発生させる者が発行する土砂発生元証明書(様式第8号)により行わなければならない。

2 条例第15条第1項の規定による土砂の汚染(土壌汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)別表第3又は別表第4の上欄に掲げる特定有害物質の種類の区分に応

じ、それぞれ別表第3又は別表第4の下欄に定める要件に適合しないことをいう。以下この条において同じ。)のおそれがないことの確認は、当該土砂の発生場所ごとに、土壤汚染対策法第3条第1項による調査の結果を記載した書面その他の同法の規定による手続に係る書面であつて町長が別に定めるものにより行わなければならない。

3 前項の規定により難いときは、条例第15条第1項の規定による土砂の汚染のおそれがないことの確認は、前項の規定にかかわらず、町長が別に定めるところにより、当該土砂の発生場所の土地の利用状況等の調査の結果又は土壤汚染対策法施行規則別表第3の上欄に掲げる特定有害物質の種類区分ごとの土壤溶出量調査の結果を記載した書面により行わなければならない。

4 条例第15条第2項の規定による報告は、同条第1項の規定による確認後、土砂を搬入する前に、第1項の土砂発生元証明書及び第2項又は前項の確認に係る書面を添付して土砂搬入報告書(様式第9号)を提出して行わなければならない。

(土砂管理台帳)

第17条 条例第16条に規定する土砂管理台帳は、土砂管理台帳(様式第10号)とする。

2 条例第16条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 土砂を発生させる者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2) 土砂の発生場所ごとの1日当たりの土砂の搬入量及び搬入のための車両台数

(3) 一時堆積にあつては、1日当たりの土砂の搬出量及び搬出のための車両台数

3 条例第16条の土砂管理台帳には、毎月の末日までに、当該月中における前項各号に掲げる事項を記載しておかなければならない。

(土砂埋立て等に使用された土砂の量の報告)

第18条 条例第7条の許可に係る土砂埋立て等が一時堆積以外である場合における条例第17条の規定による報告は、土砂埋立て等に着手した日後、毎月1ヵ月間に使用された土砂の量を翌月末日までに、土砂埋立て等を完了し、又は廃止したときは、直前の報告以降に使用された土砂の量を条例第21条第1項の規定による届出の時に、土砂使用量報告書(様式第11号)を提出して行わなければならない。

2 条例第7条の許可に係る土砂埋立て等が一時堆積である場合における条例第17条の規定による報告は、土砂埋立て等に着手した日後、毎月1ヵ月間に使用された土砂の量を翌月末日までに、土砂埋立て等を完了し、又は廃止したときは、直前の報告以降に使用さ

れた土砂の搬入量及び土砂の搬出量を条例第 2 1 条第 1 項の規定による届出の時に、土砂搬入量及び搬出量報告書（様式第 1 2 号）を提出して行わなければならない。

（水質検査の方法）

第 1 9 条 条例第 1 8 条第 1 項の水質検査は、土砂埋立て等を開始した日から 3 月に 1 回、町長が指定する職員の立会いの上採取した試料について、排水基準を定める省令（昭和 4 6 年総理府令第 3 5 号）別表第 1 の上欄に掲げる有害物質の種類ごとに、それぞれ排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和 4 9 年環境庁告示第 6 4 号）の規定に準じて行わなければならない。

2 条例第 1 8 条第 2 項の水質検査は、町長が指定する期日に、町長が指定する職員の立会いの上採取した試料について、排水基準を定める省令別表第 1 の上欄に掲げる有害物質の種類ごとに、それぞれ排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法の規定に準じて行わなければならない。

（水質検査の報告）

第 2 0 条 条例第 1 8 条第 1 項の規定による報告は、同項の水質検査を行った日から 1 月以内に、水質検査報告書（様式第 1 3 号）に次に掲げる図書を添付して行わなければならない。

(1) 当該水質検査に使用した排水を採取した地点の位置図及び現場写真

(2) 前条第 1 項の規定により採取した試料ごとの水質検査結果証明書（様式第 1 4 号。環境計量士（計量法施行規則（平成 5 年通商産業省令第 6 9 号）第 5 0 条第 1 号の濃度に係る計量士をいう。次項第 2 号において同じ。）が発行したものに限る。）

2 条例第 1 8 条第 2 項の規定による報告は、同項の水質検査を行った日から 1 月以内に、水質検査報告書に次に掲げる図書を添付して行わなければならない。

(1) 前項第 1 号に掲げる図書

(2) 前条第 2 項の規定により採取した試料ごとの水質検査結果証明書（様式第 1 4 号。環境計量士が発行したものに限る。）

3 条例第 1 8 条第 3 項の規則で定める水質の基準は、排水基準を定める省令別表第 1 に規定するものとする。

（標識の寸法及び記載事項）

第 2 1 条 条例第 1 9 条第 1 項に規定する標識の大きさについては、縦 9 0 センチメートル以上、横 1 2 0 センチメートル以上でなければならない。

2 条例第19条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 条例第7条の許可の年月日及び番号並びに許可をした者
- (2) 土砂埋立て等を行う者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先の電話番号
- (3) 土砂埋立て等の目的
- (4) 埋立て等区域の位置
- (5) 埋立て等区域の面積
- (6) 埋立て等区域を明示した付近見取図
- (7) 管理事務所に置く管理責任者の氏名及び職名並びに連絡先の電話番号
- (8) 埋立て等に使用される土砂の予定量（一時堆積である場合にあっては、年間の土砂の搬入の予定量及び搬出の予定量）
- (9) 当該土砂埋立て等が一時堆積以外である場合にあっては、土砂埋立て等の期間（関係図書の備置き及び閲覧）

第22条 条例第20条の規定による図書の備置き及び閲覧は、条例第7条の許可を受けた日から条例第21条第1項の規定による届出（土砂埋立て等を完了し、又は廃止したときに係るものに限る。）の日まで行うものとする。

2 条例第20条の規則で定める図書は、次に掲げる図書とする。

- (1) 条例第10条第1項又は第2項の申請書の添付図書の写し
- (2) 条例第12条第2項の申請書の添付図書の写し
- (3) 第13条第5項の土砂埋立て等変更届の写し
- (4) 第14条の土砂埋立て等着手届の写し
- (5) 第15条第4項の土砂搬入報告書及びその添付図書の写し
- (6) 第17条第1項の土砂使用量報告書又は同条第2項の土砂搬入量及び搬出量報告書及びその添付図書の写し
- (7) 第19条第1項及び第2項の水質検査報告書及びその添付図書の写し
- (8) 第26条第1項の土砂埋立て等地位承継承認申請書及びその添付図書の写し

3 条例第20条の申請書の写し及び前項各号に掲げる図書に含まれている情報のうち、町個人情報保護条例（平成11年猪名川町条例第1号）第2条第2項に規定する個人情報であって町長が別に定めるもの及び町情報公開条例（平成10年猪名川町条例第26号）第9条第1項第2号に該当する情報については、条例第20条の規定による閲覧の対象

から除くものとする。

(土砂埋立て等の完了の届出等)

第23条 条例第21条第1項の規定による完了の届出は、土砂埋立て等を完了した日から15日以内に、次に掲げる事項を記載した土砂埋立て等完了届(様式第15号)を提出して行わなければならない。

- (1) 条例第7条の許可の年月日及び番号
- (2) 埋立て等区域の位置
- (3) 土砂埋立て等の期間
- (4) 土砂埋立て等を完了した年月日
- (5) 完了した埋立て等区域における土地及び土砂の堆積の形状
- (6) 埋立て等区域外への土砂の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じている場合にあっては、その内容

2 条例第21条第1項の規定による廃止又は休止の届出は、土砂埋立て等を廃止した場合にあっては廃止した日から30日以内、土砂埋立て等を休止した場合にあっては休止した日から10日以内に、次に掲げる事項を記載した土砂埋立て等廃止(休止)届(様式第16号)を提出して行わなければならない。

- (1) 前項第1号から第3号までに掲げる事項
- (2) 土砂埋立て等を廃止した年月日又は休止しようとする期間
- (3) 土砂埋立て等を廃止し、又は休止した場合の埋立て等区域における土地及び土砂の堆積の形状
- (4) 土砂埋立て等を廃止し、又は休止した場合の埋立て等区域外への土砂の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じている場合にあっては、その内容

3 条例第21条第1項の規定による再開の届出は、土砂埋立て等再開届(様式第17号)を提出して行わなければならない。

(質権の設定)

第24条 条例第22条第3項に規定する質権設定契約の締結に関し必要となる費用は、事業主の負担とする。

2 条例第22条第3項に規定する質権設定契約に関し必要な事項は、町長が別に定める。

(保証金の使途等)

第25条 条例第23条に規定する事業区域及びその周辺地域における安全が著しく脅かされている状態とは、次の各号に掲げる状態をいう。

- (1) 各法令により、当該事業に対する中止命令が発せられた状態
- (2) 事業主が条例第21条第3項に定める必要な措置を講じることなく事業を廃止し、又は中止し、事業区域を放置した状態
- (3) 前2号に掲げるものと同程度に安全が確保されていないと町長が認める状態

2 町長は、保証金を条例第23条に規定する経費に充て、なお残額があるときは、事業主に返還するものとする。

(地位の承継の申請書)

第26条 条例第25条第2項の申請書は、土砂埋立て等地位承継承認申請書(様式第18号)とする。

2 条例第25条第2項第4号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 承継しようとする地位に係る土砂埋立て等の許可の年月日及び番号
- (2) 管理事務所に置く管理責任者の氏名及び職名
- (3) 条例第25条第1項の承認を受けようとする者(以下この条において「申請者」という。)が法人である場合にあっては、その役員の氏名、住所及び生年月日
- (4) 申請者が未成年者である場合にあっては、その法定代理人の生年月日(法定代理人が法人である場合にあっては、その代表者の生年月日並びに役員の氏名、住所及び生年月日)
- (5) 申請者に使用人がある場合にあっては、その者の氏名、住所及び生年月日
- (6) 承継の理由

3 条例第25条第3項の規則で定める図書は、次に掲げる図書とする。

- (1) 第8条第3項第1号から第5号まで及び第22号に掲げる図書
- (2) 条例第7条の許可を受けた者の相続人その他の一般承継人であること又は条例第7条の許可を受けた者から当該土砂埋立て等を行う権原を取得したことを証する書面(土地の所有者による土砂埋立て等の施工状況の確認)

第27条 条例第29条第1項の規定による施工の状況の確認は、次に掲げる事項について、当該施工に係る埋立て等区域において、毎月1回以上、行わなければならない。

- (1) 当該施工の状況が条例第8条各項の規定による説明を受けた内容に相違していない

こと。

- (2) 当該埋立て等区域において土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生又はそのおそれがないこと。

- 2 前項の場合において、当該埋立て等区域において確認することが困難な事情があるときは、条例第29条第1項に規定する土地の所有者は、他の者に確認させることにより行うことができる。

(土砂搬入禁止区域の指定の公示)

第28条 条例第31条第2項(条例第33条第2項において準用する場合を含む。)の規定による公示は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項について、町公報により行う。

- (1) 土砂搬入禁止区域を指定する場合 土砂搬入禁止区域の位置、区域及び面積、指定の期間、指定の理由並びに土砂搬入禁止区域の区域を示す図面
- (2) 土砂搬入禁止区域の指定を解除する場合 土砂搬入禁止区域の位置並びに区域及び面積

(身分証明書)

第29条 条例第35条第2項に規定する証明書は、身分証明書(様式第19号)とする。

(書類の提出部数)

第30条 条例の規定により町長に提出する書類の部数は、正本1部及び副本2部とする。

附 則

この規則は、平成29年9月1日から施行する。

別表第1(第12条関係)

1	埋立て等区域及び施設設置区域の地盤について、地盤調査の結果、滑りやすい土質の層又は軟弱な地盤がある場合には、地盤に滑り、沈下又は隆起が生じないように、杭打ち、土の置換え、水抜きその他の措置が講じられること。
2	著しく傾斜している土地において土砂埋立て等を行う場合においては、土砂埋立て等を行う前の地盤と土砂埋立て等に使用された土砂とが接する面が滑り面とならないように段切り等の措置が講じられること。
3	土砂埋立て等の高さ(土砂埋立て等を行う前の地盤の最も低い地点と土砂埋立て等によって生じた地盤の最も高い地点との垂直距離をいう。以下同

	じ。)及び土砂埋立て等によって生じる法面(擁壁で覆う部分を除く。以下同じ。)の勾配は、次のア又はイに掲げる土砂の区分に応じ、当該ア又はイに定める高さ及び法面の勾配とすること。 ア 建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(平成3年建設省令第19号)別表第1に規定する第一種建設発生土、第二種建設発生土及び第三種建設発生土並びにこれらに準ずるもの 安定計算を行った場合にあっては安全が確保される高さ及び垂直1メートルに対する水平距離が2メートル以上であって安全が確保される勾配、その他の場合にあっては10メートル以下の高さ及び垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル以上の勾配 イ その他のもの 安定計算を行った上で安全が確保される高さ及び安定計算を行った上で安全が確保される勾配
4	土砂埋立て等の完了後の地盤に緩み、沈下又は崩壊が生じないように締固めその他の措置が講じられること。
5	埋立て等区域の地盤の高さが周辺より低い土地、斜面の下方に位置する土地及び谷又は沢状の土地など地表水が集中しやすい地形の土地において土砂埋立て等を行う場合は、湧水又は浸透水を有効かつ速やかに排除できるよう、地下排水工等の排水施設の設置その他の必要な措置が講じられること。
6	擁壁を用いる場合の当該擁壁の構造は、次のアからオまでの規定に適合すること。 ア 盛土の場合には、法尻に擁壁等が設置されること。 イ 擁壁は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は練積み造等の堅固なものであること。 ウ 溪流内の盛土の場合において、全土量を対象とした土砂流出防止のためのコンクリートえん堤等が設置されること。 エ 練積み造の擁壁の構造は、土質に応じて決定されたものであること。 オ 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁の構造は、構造計算によって次の(1)から(4)までの規定が満たされることが確かめられていること。

	(1) 土圧、水压及び自重（以下「土圧等」という。）によって擁壁が破損されないこと。 (2) 土圧等によって擁壁が転倒しないこと。 (3) 土圧等によって擁壁が滑動しないこと。 (4) 土圧等によって擁壁が沈下しないこと。
7	土砂埋立て等によって生じる法面の高さが5メートル以上である場合にあっては、当該法面の高さが5メートルごとに幅が1.5メートル以上の小段が設置されること。
8	雨水その他地表水を排除することができるように、必要な排水施設（土砂埋立て等が施工されている間における排水施設を含む。）が設置されること。
9	8の項の排水施設は、その管渠の勾配及び断面積が、その排除すべき雨水その他の地表水を支障なく流下させることができるものであること。
10	埋立て等区域外に土砂が流出しないように、沈砂池（土砂埋立て等が施工されている間における沈砂池を含む。）その他の土砂の流出を防止するために必要な施設が設置されること。
11	下水道、排水路、河川その他の放流先の排水能力に応じて必要がある場合は、一時雨水を貯留する調整池（土砂埋立て等が施工されている間における調整池を含む。）その他の施設が設置されること。
12	土砂埋立て等によって生じる法面は、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等により、風化その他の侵食に対して保護されること。
13	埋立て等区域（土砂埋立て等によって生じる法面を除く。）は、利用目的が明確である部分を除き、芝張り、植林その他の土砂等の飛散防止のための措置（土砂埋立て等が施工されている間における土砂等の飛散防止のための措置を含む。）が講じられること。
14	土砂埋立て等に係る工事の順序が、埋立て等区域外への土砂の崩壊、飛散、流出その他の災害が発生しないよう、沈砂池、調整池、擁壁等の防災工事が土砂埋立て等に先行して実施されるものとなっていること。

別表第2（第12条関係）

1	別表第1の1の項、8の項及び9の項の規定に適合すること。
---	------------------------------

2	埋立て等区域の土地の勾配は、垂直1メートルに対する水平距離が10メートル以上であること。ただし、埋立て等区域外への土砂の崩壊、飛散、流出その他の災害が発生するおそれがないものとして町長が認める場合は、この限りでない。
3	土砂の堆積の高さ（土砂の堆積によって生じる法面の最も低い部分と最も高い部分の垂直距離をいう。）が5メートル以下であること。
4	土砂の堆積によって生じる法面の勾配は、垂直1メートルに対する水平距離が2メートル以上であること。
5	埋立て等区域の周辺に、土砂の堆積の高さに相当する幅の緩衝地帯及びその緩衝地帯を表示する境界標が設置されること。